

社会系教科における防災教育の授業構想

—秋田県を事例として—

鈴木 雅翔

1. 論文の構成

序章 問題の所在と研究の目的

第1節 問題の所在

第2節 研究の目的と方法

第3節 論文の概要

第1章 防災教育の概要と社会系教科で取り扱う意義

第1節 災害、防災と防災教育

第2節 防災教育を社会系教科で取り扱う意義

第2章 防災教育の先行研究、先行実践の検討

第1節 阪神淡路大震災後における実践

第2節 新潟中越大震災後における実践

第3節 東日本大震災後における実践

第3章 秋田県を事例とした授業案の構想

第1節 秋田県において求められる防災教育

第2節 小学校社会科における実践

第3節 中学校社会科における実践

第4節 高等学校地理歴史科・公民科における実践

終章 本研究のまとめと今後の課題

第1節 本研究のまとめ

第2節 今後の課題

参考文献・URL・論文一覧

2. 問題の所在と研究の目的

(1) 問題の所在

本研究を行うにあたっての問題の所在を2点述べる。

1点目は、社会科をはじめとする各教科における防災教育の実践が不十分であったことである。2008年（平成20年）に改訂

された『小学校学習指導要領解説社会編』をはじめ、中学校社会科や高等学校地理歴史科においても同様に、防災に関する内容が加えられた。また、中野和光氏は、「避難の仕方は、科学的知識に基づいたものでなければならない。津波とは何か、放射線の人体に与える影響等の科学的知識が教えられてなければならない¹。」と述べている。しかし、秋田県防災教育実践事例集で紹介されている年間実践活動21項目のうち、教科内における活動は3項目だけであり²、また防災教育チャレンジプランで検索できた事例は、総合的な学習の時間が32件であるのに対し、教科学習は14件と少ない結果であった³。

2点目は、学校の防災に対する意識の低さに関する問題である。佐藤健氏らが行ったヒアリング調査から、学校が立地する場所の地理的条件や地域性が、学校防災計画に反映されていない学校があったことが明らかになっている。また、源栄正人氏は、「地震に対する避難計画はできていたが、津波に対する避難計画ができていなかった学校が多く存在したことは事実⁴」と述べている。壊滅的な被害を受けた女川町立第一中学校の当時防災担当主幹教諭であった佐藤敏郎氏は、「あの日を忘れないことが一番の防災だ⁵」と述べているが、事前の準備不足が背景にあり、過去の震災を忘れ油断していたことは否定できない。

これらの問題を受け、学校現場で更なる防災教育の必要性が謳われる中で、ここ秋田県において、また社会系教科の時間で、どのような実践が可能であるのか、防災教育の授業構想を行った。

(2) 研究の目的と方法

本研究の目的は、東日本大震災による甚大な被害を受け、今後も災害が起りやすい日本国において、過去の災害と防災教育実践から学び、児童生徒が災害時に自分の身を守り、また他者をも気遣えるような資質を身に着けるため、小学校から高等学校までの一貫した授業構想を提案していくことにある。その際秋田県を具体的対象として進めた。総合の時間等の体験活動の実践は不可欠であるが、それだけでは児童生徒が防災に対する意識を高め行動に移すことは難しい。学校教育の中での各教科における防災教育の役割を類型化し、その中で社会系教科においてどのような実践が求められるのか、授業構想を小学校、中学校、高等学校にそれぞれ分けて考察した。

研究の方法は、まず「災害」および「防災」、「防災教育」の定義を、現在施行されている法律、または文献を用いて明確にした。次に学校教育の中で各教科における防災教育の役割を、主に学習指導要領をもとに類型化し、全体の中で社会科の果たす役割は何か考察した。先行実践、先行研究の検討では、新潟県中越大震災後、阪神淡路大震災後における授業実践およびカリキュラムを文献を参考に調べ、東日本大震災後における実践への変遷をたどった。また、本県における実態を明確にするため、本県教育委員会が作成した『学校における防災教育の手引き』を主に参考とし、研究を進めた。また、本県の災害史を振り返ると、近年顕著な被害をもたらした災害として日本海中部地震が挙げられるが、この地震は東日本大震災同様に津波による被害をもたらしており、この地震から本県児童生徒が学ぶ意味は大きいように筆者は考える。東日本大震災後だけでなく日本海中部地震後の資料、文献等を収集し、それらの結果をもとに秋田県における防災教育の実践につ

いて提案した。

3. 論文の概要

(1) 第1章

第1章では、防災教育の概要と社会系教科で取り扱う意義について、現在日本国で施行されている法律や文献、各教科の学習指導要領や実践例を基に述べた。

第1節第1項の1.「災害」の定義においては、日本国にいくつも存在する災害対策に関する法律のなかから、これらの法制度の基礎として位置づけられ、1961年（昭和36年）に制定された災害対策基本法に記されている定義を用いることとした。この「災害」の定義のなかには、前半部分の自然現象による災害と、そうではない災害の2種類があり、筆者は同法施行令や、本県作成「秋田県地域防災計画」、『自然災害と防災の事典』等を基にし、前者を「自然災害」、後者を「人為災害」として述べることとした。第1項の2.「防災」の定義においては、同じく災害対策基本法の定義を用いた。同法では、災害復旧の面まで含めたものを「防災」と定義しており、筆者の考えと相違がみられなかったためである。また、災害が起きた時に、その被害を軽減する方法については、内閣府が行った調査や、NHKの震災に関する放送、筆者の考えを踏まえ、本稿では、「自助」と「共助」の面を育んでいくことが必要であると述べた。第2項では、「防災教育」の定義について、広辞苑や国語辞典による「教育」の定義と、前項で述べた「防災」の定義を結合し、述べた。また、『生きる力を育む学校での安全教育』に示してある安全教育の目標3つをもとに、ねらいを考えていくこととした。しかし、この文科省が示したねらいだけでは、「防災」のカテゴリーに示した災害復旧の面が弱いように、筆者には感じられたことを踏まえ、

兵庫県立舞子高等学校環境防災科が掲げる防災教育のねらいも参考とすることとした。筆者がここでのねらいも参考にしたいと考えた理由は、被災の体験を踏まえて設置された全国初の学科であり、新たな防災教育の中心課題は命の大切さや助け合いの心であると、復旧の面や「共助」を中心としたねらいを設定していたからである。以上を踏まえ、本稿における防災教育のねらい①知識・思考・判断、②危険予測・主体的な行動、③社会貢献・支援を設定した。内容は、①「自然災害等の現状、原因及び減災等について理解を深め、現在および将来に直面する災害に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意思決定や行動選択ができるようにする。」②「地震、台風の発生等に伴う危険を予測し、自らの安全を確保するための行動ができるようにするとともに、日常的な備えができるようにする。」③「自他の生命の尊さや、助け合いのすばらしさなどを考えさせ、家庭や地域社会において、災害時も防災のリーダーとして活躍することができる。」のように設定した。

第2節では、防災教育を社会系教科で取り扱う意義を明確にするため、まず第1項において、各教科における類型化を図った。文部科学省『防災教育の展開』と、「防災教育チャレンジプラン」防災教育実践例をもとに、各教科の実践をまとめた。そこから総合的な学習の時間や保健体育、特別活動等で行われる避難訓練や、着衣水泳、応急手当等の活動において行動面を育むものと、それ以外で、その行動面に結び付けるための知識等を育むものに分けられることがわかった。前述した中野和光氏が述べていることも踏まえ、社会系教科で取り扱う意義は、そのような行動をできるようにするための知識や心情を養うことにあるということがいえた。これを踏まえ、本稿における防災教育のねらいにあてはめると、社会系

教科で扱う意義は、ねらい①知識・思考・判断と、③社会貢献・支援の観点に該当するという結論に至った。

(2) 第2章

第2章では、防災教育の先行研究、先行実践について『歴史地理教育』を基に、1995年（平成7年）の阪神淡路大震災、2004年（平成16年）の新潟中越大震災、2011年（平成23年）発生した東日本大震災後における3つの時期に分け、それぞれ時系列に沿って検討を行った。

第1節では、阪神淡路大震災後における実践について研究し、17件の社会科における防災教育実践を得た。本節で述べたように、桐藤直人氏は、「震災を学ぶことは、命の大切さ、助け合うことの大切さを知ることである。被災地住民が元気を取り戻し、日々の生活を再生させることこそが復興である⁶。」と述べている。しかし、実践を見ると、この内容に該当する防災教育のねらい③社会貢献・支援は少なく、この点を課題として述べた。ねらい③社会貢献・支援を育むことは、他者に対するはたらきかけだけでなく、自身の自己肯定感にもつながるという例も存在し、これを踏まえた授業構想にする必要がある。

第2節では、新潟中越大震災後における17件の実践を得ることができた。この17件の実践から筆者が問題点として見出したことは、津波と原子力に関する実践が一件もなかったことであった。

第3節では、東日本大震災後における32件もの実践を得た。その多くは原子力について扱っており、災害後に急に原子力を扱っており、事前の実践が少なかったことは否定できない。また、防災教育のねらい③を目指す実践は依然として少ない。このことを踏まえ、防災教育のねらい①知識・思考・判断と③社会貢献・支援を同時に目指

すような実践を提案していきたいという結論に至った。

(3) 第3章

第3章では、秋田県を事例とした授業案の構想として本県教育委員会が作成した『学校における防災教育の手引き』や、第2章までの内容を参考とし、述べた。

第1節第1項では、秋田県の災害史を本県教育委員会作成『学校における防災教育の手引き』を基に作成した。その集計からは、本県において扱うべき災害として、火事、洪水、地震が主に挙げられるということを示した。第2項では、日本海中部地震の概要を示した。その理由として、日本海中部地震は、本県で明治時代以降唯一の津波による人的被害をもたらした、筆者の出身地である北秋田市の児童の命を奪った、災害だからである。また沿岸と内陸それぞれで起きている災害をまとめた。第3項では、本県教育委員会作成『学校における防災教育の手引き』や、本県において作成されている小学校から高等学校までの『防災リーフレット』等を基に、本県における各発達段階における防災教育で目指すべき姿を示した。

第2節からは、本稿において述べてきた防災教育のねらい①知識・思考・判断と、③社会貢献・支援に加え、本県教育委員会『学校における防災教育の手引き』に示されている「各発達段階で目指すべき姿」を参考にし、ねらいを2つずつ設定した。対象地域は本県北部内陸に位置し、筆者の出身地でもある北秋田市と設定した。また、各校種において、地域に即した実践と、地域外における実践を示した。地域に即した実践では、本県北秋田市において最も発生してきた洪水を取り上げ、防災教育のねらい③社会貢献・支援の観点までを含めた授業構想を提案した。地域外の実践としては、

地震・津波と原子力を題材とすることとした。日本海中部地震について学ぶことで、同じ北秋田市の事例から親近感をもち、地域外の災害にも備えなければいけないという思いをもたせ、原発実践に取り組む。

4. 今後の課題

筆者は、本研究の今後の課題について大きく2点あると考える。

まず、1つは、秋田県以外における防災教育についての考察である。

2つ目は、より該当する校種の中での防災カリキュラムを考察していくことである。

最後に、来年度から教壇に立つものとして、この大学での研究をこれからは生かしていくため、ここで終わることなく、さらなる研究を続けていきたいと筆者は考える。本県で次、いつ発生するかわからない災害に備え、日々の対策を怠らないようにしたい。

1 日本教育方法学会編『東日本大震災からの復興と教育方法：防災教育と原発問題』（図書文化 2012年）4頁。

2 美の国あきたネット 防災教育実践事例集

<http://www.pref.akita.lg.jp/www/contents/1363818192929/index.html>

3 防災教育チャレンジプラン

<http://www.bosai-study.net/search/ichiran.php>

4 日本安全教育学会編『災害～その時学校は～事例から学ぶこれからの学校防災』（ぎょうせい 2013年）40頁

5 秋田魁新報『東日本大震災2年～学校で死なせない～』（2013年3月11日 16p掲載）

6 桐藤直人著「阪神・淡路大震災を語り継ぐ」歴史教育者協議会編『歴史地理教育』722号、（歴史教育者協議会、2007年）、117-118頁。